

埼玉県警察本部告示第 90 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第 104 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 11 日

埼玉県警察本部長 野 井 祐 一

1 聴聞の期日

令和 7 年 6 月 24 日

2 聴聞の場所

埼玉県鴻巣市鴻巣 405 番地 4 埼玉県警察運転免許センター 4 階 聴聞室